〈 出席停止について 〉

学校は集団の場ですから、感染症には特に配慮が必要です。感染症にかかったら、必ず学校に連絡してください。なお、下の表の感染症の場合、医師の許可があるまで出席停止扱いとなります。インフルエンザ以外の下の表にある感染症については「登校許可証明書」をおわたしします。(「※1インフルエンザ」「※2その他の感染症」と「コロナ感染に関する措置」については欄外をご覧ください。)

分類	感染症の種類
第 一 種	エボラ出血熱、クリア・コンゴ熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、 ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロ ナウィルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等 感染症、中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウィルスであるものに限 る)、指定感染症及び新感染症
第二種	※1インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、風疹(三日ばしか)、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、水痘(水ぼうそう)、 咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎
	※2その他の感染症 溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、 ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、 その他(医師の指示があったもの)

- ※1 第二種インフルエンザについては取り扱いが異なり、医師により登校の許可がおりたら、 保護者記入による「インフルエンザ治ゆ嵐」を提出するようになります。 「インフルエンザ治ゆ嵐」は中原小学校HPからダウンロードしてお使いください。 (学校にも用紙はありますので、必要な場合は学級拍信までお知らせください。)
- ※2 その他の感染症は座間市で定めた感染症で、医師の診断により感染すると認めたものに ついては出席停止扱いとなります。「登校許可証明書」の用紙が必要なことを学級担任 までお知らせください。
- ※「コロナ感染に関する措置について」(R3. 4. 1 現在)

下記については出席停止扱いとします。登校許可証明書は必要ありませんが、①②の場合は保健所からの指示に必ず従ってください。

- ①新型コロナウィルスに感染した場合
- ②濃厚接触者に特定された場合
- ③発熱等のかぜの症状がみられる場合
- ④(レベル2、3の地域において)同居の家族に発熱等のかぜの症状がみられる場合
- ⑤医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでない、と判断された場合 など